

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○ 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務二五）

### 〔告 示〕

○ 構造改革特別区域計画を認定した件（内閣府一五七二～一五七七）

○ 構造改革特別区域計画の変更を認定した件（同一五七九～一五八七）

○ 構造改革特別区域計画の認定を取り消した件（同一五八八～一五九三）

○ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（法務二九〇）

○ 返納を命じた旅券を無効とする件（外務一九三）

○ 組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續を経た物の公表を行う件（厚生労働二一七）

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、船級協会の登録の更新をした件（国土交通六一二）

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

内閣 財務省

### 〔叙位・叙勲〕

### 〔皇室事項〕

### 〔官庁報告〕

国家試験

平成二十九年旅行业務取扱管理者試験の公示（観光庁）

### 〔公 告〕

諸事項

官庁

財団関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係  
会社その他

## 省

## 令

○ 法務省令第二十五号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十九条の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月六日

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（上陸の申請）</p> <p>第五条 「1～10 略」</p> <p>11 法第六条第三項第五号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を行おうとする者</p> <p>〔二～四 略〕</p> <p>（中长期在留者に当たらない者）</p> <p>第十九条の五 法第十九条の三第四号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 特定活動の在留資格を決定された者であつて、台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を特に指定されたもの</p> <p>二 〔略〕</p> <p>（在留資格の変更）</p> <p>第二十条 「1・2 略」</p> <p>3 第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、前項本文の規定にかかわらず、写真の提出を要しない。ただし、地方入国管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。</p> <p>〔一～四 略〕</p>	<p>（上陸の申請）</p> <p>第五条 「1～10 同上」</p> <p>11 〔同上〕</p> <p>一 亜東関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を行おうとする者</p> <p>〔二～四 同上〕</p> <p>（中长期在留者に当たらない者）</p> <p>第十九条の五 〔同上〕</p> <p>一 特定活動の在留資格を決定された者であつて、亜東関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を特に指定されたもの</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>（在留資格の変更）</p> <p>第二十条 「1・2 同上」</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>〔一～四 同上〕</p>

五 特定活動の在留資格への変更を希望する者で法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動として次のいずれかの活動の指定を希望するもの

イ 台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

ロ [略]

ハ [459 略]

(在留資格の取得)

第二十四条 「1・2 略」

3 前項の場合において、第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方入国管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

〔一〕四 略

五 特定活動の在留資格の取得を希望する者で法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動として次のいずれかの活動の指定を希望するもの

イ 台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

ロ [略]

ハ [457 略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則 この省令は、公布の日から施行する。

告示

○内閣府告示第千五百七十二号  
構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年五月十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。  
平成二十九年六月六日

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県柴田郡柴田町
- 二 構造改革特別区域の名称 柴田町集落拠点づくりどぶろく特区

五 [同上]

イ 亜東関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

ロ [同上]

ハ [459 同上]

(在留資格の取得)

第二十四条 「1・2 同上」

3 [同上]

〔一〕四 同上

五 [同上]

イ 亜東関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

ロ [同上]

ハ [457 同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則 この省令は、公布の日から施行する。

告示

○内閣府告示第千五百七十三号  
構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年五月十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。  
平成二十九年六月六日

- 一 構造改革特別区域の範囲 宮城県柴田郡柴田町の全域
- 二 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 埼玉県比企郡小川町

二 構造改革特別区域の名称 有機の里小川ワイン特区

三 構造改革特別区域の範囲 埼玉県比企郡小川町の全域

四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第千五百七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年五月十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。  
平成二十九年六月六日

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 木更津市
- 二 構造改革特別区域の名称 木更津市地域特産物リキユール特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 木更津市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第千五百七十六号  
構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年五月十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。  
平成二十九年六月六日

○内閣府告示第千五百七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年五月十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。  
平成二十九年六月六日

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 島根県隠岐郡土佐町
- 二 構造改革特別区域の名称 海士ワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 島根県隠岐郡海士町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第千五百七十八号  
構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年五月二十二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。  
平成二十九年六月六日

○内閣府告示第千五百七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年五月二十二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。  
平成二十九年六月六日

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 神奈川県足柄上郡山北町
- 二 構造改革特別区域の名称 山北町教育特区